

新年は1月9日(火)より
業務を行います

事務所HPアドレス
<http://homepage3.nifty.com/tosoho/>



発行
東葛総合法律事務所
編集責任者 宗 みなえ
〒271-0092
千葉県松戸市松戸1281-29
住友生命松戸ビル5階
電話 047-367-1313(代)
FAX 047-367-1319



あけまして おめでとう ございます

2007年元旦

芦ノ湖にて 撮影 須藤絵一郎さん (松戸市在住・自然風景写真家 田谷寿幸氏に師事)

FILE UP

フランスの時の法相で死刑廃止制度を
確立した弁護士のパール・バタンテー
ル氏は、「政治は灯台のようなものだ。
未来に通じる道筋を照らす明かりで、現
在の闇を映す鏡ではない。」と述べられ
たといわれます。

我が国の灯台は、「戦争の放棄」であり、
これによって、我が国と世界の未来を照
らしてきました。

私達には、この灯台によって、未来に
通じる道筋が見えているのです。

「戦争の放棄」というこれ以上無い明
るい力をもつ灯台を、わざわざ破壊(憲
法「改正」)して、開かれる未来の道筋
は何か、推して知るべきです。

東葛総合法律事務所

代表

弁護士 蒲田 孝代

弁護士 及川 智志

弁護士 福富美穂子

弁護士 左近允寛久さこんじゆう

弁護士 齋藤 雅子

弁護士 田中 淳哉

弁護士 宗 みなえ

事務局長 小久保雅弘

事務局員一同

なぜ急ぐ？ その狙いは？ 国民投票法案 (憲法を変える法律)

弁護士 宗 みなえ



今臨時国会では採決が断念された「憲法改正国民投票法案」。憲法を変えるための法律を何故今急ピッチで成立させようとするのでしょうか。

2 以上の賛成をもって改正案を国民に提案し、国民投票で過半数の賛成を得なければなりません。この「国民投票」の細かい手続きは憲法には書いてありませんから、憲法を改正するためには国民投票の方法を定めた法律を作る必要があります。それが「憲法改正国民投票法」なのです。現行憲法を変えたいと考える人々は、国民投票のやり方をサッサと決めて、憲法を「改正」したいというわけですね。

2 憲法に規定されているから投票法を作る？
国民投票法を成立させようとしている政治家は「憲法に国民投票の規定があるのに、国民投票を実施するための法律がないのは立法不作為だ」と言います。しかし、これはおかしい意見です。立法不作為とは、憲法に国民の権利が明記されているのに、この権利を具体化する法律を国が作らな

かったせいで国民の権利が侵害されたという場合に、国の責任を追及するために使用される考え方です。憲法改正国民投票法の不在が国民の権利侵害である問題となつた事実はありませんし、むしろ、過去に国民投票法案が作成された時も国民の強い反対で国会に提出されなかったという歴史があります。結局、改憲したい政治家が自分たちを正当化するために立法不作為と言っているだけなのです。立法不作為

3 改憲勢力のねらい
しかし、国内で実際に起こっている立法不作為による人権侵害には目もくれず、改憲したい政治家は国民投票法の成立を急いでいます。それは、既に述べたように、国民投票法を成立させることこそが改憲への重要な第一歩だからです。そして、

改憲勢力のねらいは結局、憲法第9条、特に9条2項の削除なのです。憲法は、国家権力に対する縛りです。その国家権力側から主張される改憲論に対して私たちは疑ってかかる必要があります。国家が自らを縛る鎖を緩め、国民の権利を制約するために改憲を主張している可能性が高いからです。最近の改憲議論では「憲法に「知る権利」「環境権」を明記しよう」と耳に心地よい

案も出ています。しかし、これらは始と鞭の始に過ぎません。政治家は今までも、環境や表現の自由を配慮した政策を実施することができたはずですが、むしろこれらの権利を蔑ろにするような政治をしてきました。つまり彼らは「知る権利」「環境権」などどうでもいいのです。真のねらいは九条を改訂してアメリカと共に広範な軍事作戦を展開することです。私たちは先の火戦において国の内外に多大な被害を

もたらし、その反省から「国の政策として戦争で物事を解決することはしない」と誓ったはずですが、腕力にものを言わせる世界を変えなければ人類に未来はないでしょう。全ての問題を武力に頼らず解決しようという9条の理念が、人類全体の共通認識となる日が必ずやって来ます。その日を見る前に私たちが9条を手放していいのでしょうか。憲法改悪への第一歩、国民投票法の成立に反対していきましょう。

うな会話がされているのか盗聴を行う。「通信の秘密」「プライバシー権」を害する監視社会が作り上げられて行きます。



いらない！「共謀罪」

弁護士 齋藤 雅子

悪いことを考え、誰かと合意しただけで処罰されるとしたら……。このような合意を「共謀罪」として処罰する法案が国会で継続審議となつていま

「共謀罪」とは、一定の犯罪について、団体の活動として組織により行われる行為の実行を合意

でも、共謀罪を立法化することまでは義務づけてはいません。それどころか、国内法の基本原則に則つた立法を行えば良いとしています。日本では、侵害の結果が生じて初めて犯罪とする「既遂」処罰が基本原則とされています。行為が生じたが結果が生じていない「未遂」、行為をする前の準備を行つた「予備」が処罰されるのは、例外的な場合です。そして、この例外

わなひことは、明らかです。また、予備罪の存在、銃刀法をはじめ様々な法律によって犯罪の準備的行為自体が犯罪とされていることから、既に「組織的犯罪を未遂以前の段階で処罰」できる体制が整つていと言えます。

「共謀罪」を立法化することには、行為に出る前の人の思想を処罰することになる危険があります。これは、「思想の自由」の侵害です。また、まだ行われていない共謀罪を捜査するには、誰と誰がどのようなやりとりをしているのか電話・メールを調べる、密室でどのよ

もろろん犯罪を犯すつらな社会になつてしまったら、何が犯罪とされるのか、何を信じて行動すればいいのか……。このような事態は絶対に防がなければいけません。

炎 肝 薬
訴 訟

東京地裁 三月に判決

弁護士 田中淳哉



今年の三月二十三日、ついに東京地裁の判決が言い渡されます(午後2時)。東京地裁103号法廷)。

全国5つの裁判所で争われているこの裁判ですが、昨年六月に大阪地裁で、八月には福岡地裁で判決が言い渡されました。

その内容はいずれも、被告の国や製薬企業に対し、賠償を命じるものでした。

しかし、被告らはいずれの判決に対しても控訴しました。

被害者には残された時間がありません。提訴後に亡くなった原告もいらつしやいます。このまま解決が先送りされれば、さらに被害が拡大するこ

とは確実です。来るべき三月二十二日には、豊

島公会堂で判決前夜集会「350万人のわが国」を開催します。多くの参加で原告を励ますとともに、一気に最終解決までもっていくための弾みにしたいと思っています。是非ご参加ください。

最新の最新情報はこちらから

・全国弁護団HP <http://www.hcv.jp/>

・原告団・弁護団によるリレーブログ <http://kanenrelay.exblog.jp/>

・東京学生会のHP <http://www.kanen.org/tokyo/>

・福田衣里子さん(九州実名公表原告)のブログ <http://blog.livedoor.jp/enriko555/>

念だつたはずだ。

ここでの人間教育は、思考し自己の言動に責任を持つ力、歴史的視点・文化的視点をしっかりとちつつ多様性を許容できる力の育成である。これが平和社会建設のために必要なのである。

ここにおいては、時の政府の介入や統制は拒絶されなければならない。

しかし、「改正」教育基本法は、介入を正当化してしまふ。その先に、他国に対して武器で抑圧していくことのできる強い国家として生きたいという時の政府の野望が見える。

防衛庁を防衛省に格上げした。国民投票法成立、憲法「改正」と日程は具体化している。私達は、あのときにこうすればよかったなどと後悔しないよう、しっかりと頭と足を使わなければならない。

この悪循環を断ち切るには高金利を引き下げるしかありません。そのためとくにこの1年は弁護士などの法律家や高金利被害者、それに労働組合や市民が「丸」となって運動を繰り広げてきました。

高金利引き下げを求める署名を340万筆集め、2000人のデモを組んで国会を包囲しました。

その甲斐あって貸金業の上限金利を引き下げる貸金業法などが先の臨時国会で成立しました。多重債務問題の解決に向けた大きな第一歩です。また、貸金業者は自民党を中心とした政治家に献金などによって圧力をかけていましたから、そうした腐敗の構造を民衆運動が打ち破つたという意味でも大きな成果を挙げることができたのです。

ただ、まだ安心はできません。実際の金利引き下げまで3年の猶予期間が設けられました。その間にあり得る貸金業界の反撃に備えなければなりません。

ところで、国民生活センターの調査によると、借金を始める理由の25%が「収入の減少」、20%が「低収入」です。「多重債務者は浪費家」というのは誤ったイメージといわねばなりません。多数の貧困者を生み出す格差社会の現実には私たちはもっと敏感に目を向けるべきではないでしょうか。



教育基本法を思う

弁護士 蒲田孝代

教育基本法が「改正」された。無理矢理の成立である。国会の外からは多くの国民が、「改正」教育基本法に疑問を呈していたのである。

現在の教育の病理はこの法律の改正によって改善されるものではない。

我々が改善すべきは、戦後六十数年間、教育現場が教育基本法の目指す「民主的で文化的な国家建設をして」「世界の平和と人類の福祉に貢献するための個性豊かで文化の創造を目指す人間育

成」をしてきたとはいえず、過度の評価主義と過度の競争原理に振り回されてきた点である。

私達は、改めて、考える必要がある。

そもそも、戦後社会は紛争を起さず、紛争を真に解決する為には、武器を持たないということこそが唯一、世界平和への道であると確信した。

その確信から導かれる人間教育が教育基本法の理

念だつたはずだ。

ここでの人間教育は、思考し自己の言動に責任を持つ力、歴史的視点・文化的視点をしっかりとちつつ多様性を許容できる力の育成である。これが平和社会建設のために必要なのである。

ここにおいては、時の政府の介入や統制は拒絶されなければならない。

しかし、「改正」教育基本法は、介入を正当化してしまふ。その先に、他国に対して武器で抑圧していくことのできる強い国家として生きたいという時の政府の野望が見える。

防衛庁を防衛省に格上げした。国民投票法成立、憲法「改正」と日程は具体化している。私達は、あのときにこうすればよかったなどと後悔しないよう、しっかりと頭と足を使わなければならない。

この悪循環を断ち切るには高金利を引き下げるしかありません。そのためとくにこの1年は弁護士などの法律家や高金利被害者、それに労働組合や市民が「丸」となって運動を繰り広げてきました。

高金利引き下げを求める署名を340万筆集め、2000人のデモを組んで国会を包囲しました。

その甲斐あって貸金業の上限金利を引き下げる貸金業法などが先の臨時国会で成立しました。多重債務問題の解決に向けた大きな第一歩です。また、貸金業者は自民党を中心とした政治家に献金などによって圧力をかけていましたから、そうした腐敗の構造を民衆運動が打ち破つたという意味でも大きな成果を挙げることができたのです。

ただ、まだ安心はできません。実際の金利引き下げまで3年の猶予期間が設けられました。その間にあり得る貸金業界の反撃に備えなければなりません。

東京地裁での判決を力に、最終的な解決の舞台を上げるためまで持つていかなければなりません。ただ、いま国の政治では、医療・福祉分野の予算が軒並み減らされる傾向にあります。そんな状況で肝疾患者に対する治療支援・生活支援策等の恒久対策を勝ち取ることが容易なことではありません。

ホームページやブログを見ることから始めて、ハガキ・ハンカチ・署名を集める、学習会を開催する、地方議会に対する請願を行う等々、あなたにも出来ることはたくさんあります。

三月二十二日には、豊島公会堂で判決前夜集会「350万人のわが国」を開催します。多くの参加で原告を励ますとともに、一気に最終解決までもっていくための弾みにしたいと思っています。是非ご参加ください。

最新の最新情報はこちらから

・全国弁護団HP <http://www.hcv.jp/>

・原告団・弁護団によるリレーブログ <http://kanenrelay.exblog.jp/>

・東京学生会のHP <http://www.kanen.org/tokyo/>

・福田衣里子さん(九州実名公表原告)のブログ <http://blog.livedoor.jp/enriko555/>

念だつたはずだ。

ここでの人間教育は、思考し自己の言動に責任を持つ力、歴史的視点・文化的視点をしっかりとちつつ多様性を許容できる力の育成である。これが平和社会建設のために必要なのである。

ここにおいては、時の政府の介入や統制は拒絶されなければならない。

しかし、「改正」教育基本法は、介入を正当化してしまふ。その先に、他国に対して武器で抑圧していくことのできる強い国家として生きたいという時の政府の野望が見える。

防衛庁を防衛省に格上げした。国民投票法成立、憲法「改正」と日程は具体化している。私達は、あのときにこうすればよかったなどと後悔しないよう、しっかりと頭と足を使わなければならない。

この悪循環を断ち切るには高金利を引き下げるしかありません。そのためとくにこの1年は弁護士などの法律家や高金利被害者、それに労働組合や市民が「丸」となって運動を繰り広げてきました。

高金利引下げ 国会で成立、問題解決への第一歩

弁護士 及川智志



このような借金地獄の原因は何でしょうか。第一に高金利です。大手サラ金」は主力商品の無担保・無保証融資の場合、年利1〜2%で銀行などから「仕入れた資金」を年利20%で消費者に貸し付けます。それだけ「利ざや」が大きいので、多少の貸し倒れが出ようが、貸せば貸すほど儲かるわけです。ですから、融資審査もさからるく融資審査もありませんし、資金需要が乏しかろうが貸し付けます。顧客を借金漬けにしてしまふのです。こうした過剰融資は多重債務を生みます。そして、借金の首が回らなくなった多重債務者には苛酷な取立てが待っているという構図です。

この悪循環を断ち切るには高金利を引き下げるしかありません。そのためとくにこの1年は弁護士などの法律家や高金利被害者、それに労働組合や市民が「丸」となって運動を繰り広げてきました。

高金利引き下げを求める署名を340万筆集め、2000人のデモを組んで国会を包囲しました。その甲斐あって貸金業の上限金利を引き下げる貸金業法などが先の臨時国会で成立しました。多重債務問題の解決に向けた大きな第一歩です。また、貸金業者は自民党を中心とした政治家に献金などによって圧力をかけていましたから、そうした腐敗の構造を民衆運動が打ち破つたという意味でも大きな成果を挙げることができたのです。

ただ、まだ安心はできません。実際の金利引き下げまで3年の猶予期間が設けられました。その間にあり得る貸金業界の反撃に備えなければなりません。

ところで、国民生活センターの調査によると、借金を始める理由の25%が「収入の減少」、20%が「低収入」です。「多重債務者は浪費家」というのは誤ったイメージといわねばなりません。多数の貧困者を生み出す格差社会の現実には私たちはもっと敏感に目を向けるべきではないでしょうか。

高金利引き下げを求める署名を340万筆集め、2000人のデモを組んで国会を包囲しました。その甲斐あって貸金業の上限金利を引き下げる貸金業法などが先の臨時国会で成立しました。多重債務問題の解決に向けた大きな第一歩です。また、貸金業者は自民党を中心とした政治家に献金などによって圧力をかけていましたから、そうした腐敗の構造を民衆運動が打ち破つたという意味でも大きな成果を挙げることができたのです。

ただ、まだ安心はできません。実際の金利引き下げまで3年の猶予期間が設けられました。その間にあり得る貸金業界の反撃に備えなければなりません。

ところで、国民生活センターの調査によると、借金を始める理由の25%が「収入の減少」、20%が「低収入」です。「多重債務者は浪費家」というのは誤ったイメージといわねばなりません。多数の貧困者を生み出す格差社会の現実には私たちはもっと敏感に目を向けるべきではないでしょうか。

速報

布川事件

弁護士 福富美穂子



検察官が東京高等裁判所に即時抗告の申立を...

交代があり、一気に審理は加速し始めました。

十二月十二日、再審開始決定の大きな原動力となった「殺害方法及び殺害手順」という争点について、事実調べ(証人尋問)が実施されました。

集簡所が多数あるとの意見書の作成者である音響の専門家田中証人の尋問も予定されています。

友の会 コーナー

二〇〇六年十一月十一日(土)、松戸市民会館...

になる勉強会を開催したいとほりきっています。去る十二月七日(木)、柏のクレストホテルにおいて、友の会忘年会がありました。



友の会忘年会(クレストホテルにて)

お元気ですか

①

千葉土建松戸支部を訪ねて

みなさんは、松戸に建設業の職人さんたちの組合があるのを存じですか? 会員の方達は優に3000人を超えているのです。

今、書記局の方達が心を痛めている問題は、厳しい不況が続く中、大手ゼネコが潤っているのに、下請、孫請けの親方達の生活は苦しくなる一方だということです。



千葉土建松戸支部ってこんなところ

す。今や、大変強い連帯と組織力をもった団体になりました。

最近、若手弁護士さんたちも経験をつんでこれなければと、熱く語っておられました。

れ、たくましさを感じます。うれしさが溢ります。



ためになる講座(松戸市民会館にて)

「成年後見制度」について友の会の皆さんと勉強しました。成年後見制度は、高齢化社会を迎える日本にとって、「転ばぬ先の杖」となる制度ですが、まだまだ一般の人にはなじみが薄く、「成年後見って何?」と疑問に思われて参加された会員さんも多かったのではないのでしょうか。

編集後記

前回の「カッとし」編集で「次こそは計画立てた余裕ある編集を」と誓ったはずなのに、どうも人生はままなりません(反省)。二〇〇七年こそは!

近頃、日本社会全体が不寛容で臭い窮屈な来に希望が持てる年になりますように。(SO)